

会 議 録

会議の名称	平成24年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成24年7月19日（木）午後6時00分～7時42分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成24年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成24年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成24年7月19日（木）午後6時～午後7時44分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成24年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①市職員児童手当等支給業務（職員課） ②市職員児童手当等支給業務（庶務課） ③住民基本台帳関係業務 ④小金井市民交流センター運營業務 ⑤墓地等の経営の許可業務 ⑥児童手当支給業務 ⑦特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付業務 ⑧マンションデータベース運營業務 ⑨学校図書館システム運營業務 ⑩住民基本台帳関係業務変更届 ⑪住民基本台帳関係業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第12号 小金井市災害時要援護者名簿の外部提供について（地域包括支援センター）

諮問第13号 小金井市災害時要援護者名簿に係る情報の外部提供について（居宅介護支援専門員〔ケアマネージャー〕）

諮問第14号 コンビニ交付システムについて

諮問第15号 マンションデータベースについて

諮問第16号 学校図書館システムについて

諮問第17号 コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について

諮問第18号 学校図書館システムへのオンライン接続について

諮問第19号 証明書等自動交付事務委託について

諮問第20号 学校図書館システムの管理・運營業務委託について

(4) その他

ア 平成23年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

イ 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	遠 藤 圭 司	仮 野 忠 男
嶋 田 一 男	塩 川 洋 史	篠 崎 潔
多 田 岳 人	中 里 成 子	西 口 守
畠 山 重 信	望 月 皓	

【市側】

稲葉市長

河野総務部長

<職員課>

鈴木職員課長

二井本給与厚生係長

内村給与厚生係主事

<庶務課>

関庶務課長

倉澤庶務係長

谷庶務係主任

<市民課>

吉田市民課長補佐

宮嶋市民係主任

富岡市民係主事

<コミュニティ文化課>

鈴木コミュニティ文化課長

<環境政策課>

石原環境政策課長

碓井環境係長

<子育て支援課>

高橋子育て支援課長

西村手当助成係長

伊藤手当助成係主任

<まちづくり推進課>

関根まちづくり推進課長

後藤住宅係主事

<地域福祉課>

梶野地域福祉課長

小俣地域福祉係主事

<学務課>

前島学務課長

山本学務係長

中村学務係主任

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

小林総務課長

白鳥情報公開係長

石川情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【会 長】

ただいまから平成24年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

それでは、まず平成24年度第1回情報公開・個人情報保護審議会議事録の確認を行います。これにつきましては、既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、委員の方の訂正等がございますか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

情報公開・個人情報保護審議会への報告、諮問事項について申し上げさせていただきます。

はじめに、報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが52件、届出変更に関するものが8件、届出廃止に関するものが28件となります。

次に、諮問事項についてでございます。

今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「小金井市災害時要援護者名簿の外部提供について（地域包括支援センター）」、「小金井市災害時要援護者名簿に係る情報の外部提供について（居宅介護支援専門員〔ケアマネージャー〕）」、条例第14条に基づく「コンビニ交付システムについて」、「マンションデータベースについて」、「学校図書館システムについて」、条例第15条に基づく「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」、「学校図書館システムへのオンライン接続について」、条例第27条に基づく「証明書等自動交付事務委託について」、「学校図書館システムの管理・運営業務委託について」の合計9件となっております。

細部につきましては事務局から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

承りました。

【総務課長】

大変申し訳ございませんが、市長は所用により、こちらで退席とさせていただきます。

きたいと思います。

【会 長】

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から、御質問、御意見を受け、それに対する説明を事務局または担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

【総務課長】

事務局の説明の前に総務部長から一言ありますのでよろしくお願いいたします。

【総務部長】

前回の審議会で御指摘いただいた事項を踏まえまして、諮問及び届出の報告に係る各所管事業の概要につきましてまとめたものを諮問書と一緒に送付させていただきます。また、本日、進行表といたしまして、諮問及び届出事項、並びに様式等にかかります該当ページを記載したものを配付させていただきますので、審議会の進行に合わせて御確認等に利用をいただければと存じます。次回以降につきましては、同様に事業概要及び進行表を配付いたしますので、もし御意見等、お気づきの点がございましたら、また事務局のほうまでいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

【総務課長】

それでは、報告をさせていただきます。個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項、個人情報の保有等の届出について、審議会上に報告するとの規定により報告させていただきます。今回の届出は、開始が52件、廃止28件、変更8件でございます。

1 ページの部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況はごらんのとおりです。

2 ページはその内訳で、備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては諮問事項と関連するものですので、その説明の際にあわせて御報告させていただきます。

それでは、6 ページをお開きください。届出番号07-223「児童手当・特例給付認定請求書」から、7 ページ、届出番号07-228「未支払 児童手当・特例給付 請求書」まで。また、8 ページの届出番号30-98「児童手当・特

例給付認定請求書」から、9ページ、届出番号30-103「未支払 児童手当・特例給付 請求書」でございます。様式類集につきましては、1ページから12ページに共通の書式を載せております。

職員課及び庶務課の案件でございます。一括して説明させていただきます。子ども手当が平成24年3月をもって廃止され、児童手当に切りかわったことから、市は職員用の新しい様式を職員課と教育委員会庶務課の双方で保有することから届出るものです。個人情報の内容の詳細につきましては、各届出番号の個人情報の内容欄を御覧ください。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【中里委員】

保存方法ですが、文書と電磁的記録双方で保存されているということですね。そうしますと、かなりの数になるのではないかと思うのですが、電磁的記録に関しても、職員が記録をして残しているのでしょうか。

【職員課長】

記録の保存方法ですが、文書と電磁的記録ということで、いずれも職員が記録して保存させていただいております。

件数なのですが、これは一応、6月の支給実績ということでいいますと、教育委員会と市長部局を合わせまして大体150件ぐらいとなっています。

【会 長】

よろしいですか。

【中里委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、10ページをお開きください。届出番号09-144「住民基本台帳届出期間経過通知書」から、15ページの届出番号09-160「通称削除申出書」まででございます。様式類集につきましては、13ページから31ページまで書式を載せてございます。

また、変更の届出になりますが、23ページ。届出番号09-73「住民票」

から、25ページの届出番号09-123「転出証明確認書」まで、変更届出の別紙については31ページから34ページにおつけしておりますので、あわせて御覧ください。

一括して説明させていただきます。市民課の案件でございます。

外国人登録法の廃止に伴い、住民基本台帳法の一部改正がされたことによる新たな様式の届出、または様式変更を届出るものでございます。こちらにつきましても個人情報の内容につきましては個人情報の内容欄、また変更届けの別紙、先ほど申し上げました31ページから34ページを御覧ください。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【嶋田委員】

保存方法のマイラーとはどういう内容でしょうか。

【市民係主任】

これは、印鑑登録原票で実際に提供するものは紙ですが、そこに実際の御印鑑の御印影をおとりして、それを登録しており、そこにテープが張ってあるのですが、保護のテープを張って保存をしております。

【会 長】

総務課長から補足説明をお願いします。

【総務課長】

シールのような透明なフィルムがありまして印を押して、インクがずれないように、上からもう1回フィルムをかぶせるものです。こすっても印影がずれないようにするものです。

【嶋田委員】

わかりました。

【会 長】

多田委員、お願いします。

【多田委員】

ということは、銀行の通帳とかの印鑑のところに張ってあるものですか。

【総務課長】

そうですね。

【会 長】

他にございますか。

【西口委員】

今回は入管法の変更に伴っての申請ですよ。今まで市で収集していた情報は、どうなるのですか。これは、今度、国が一括して管理されるわけですよ。市の持っていた外国人の住民の方々の情報はどのように処理をされるのですか。

【市民係主任】

入管と市町村が双方で情報は持つ形になります。と申しますのは、1つは、外国人の方が住民として住民票に記録されますので、そういった住民としての情報は市役所で持ちます。それと、外国人の方が日本におられることによる在留の資格とか期間という、入管が決めているものがありますので、それは入国管理局のほうでやはり情報は持っているというものになります。在留資格等は入国管理局へ外国人の方が行って申請なさってお手続して期間を認められ、住所はどこだとか、そういった内容は今後、市役所に渡って、こちらで情報管理をする。前々回に諮問させていただきました、入管と市役所における情報のオンライン連携で、それぞれ、住所の情報はオンラインで入管のほうに行ってください。逆に入管のほうで決まった在留資格や期間も市町村にオンラインで提供されて、互いに同じような情報を持つ形にはなります。

【西口委員】

ということは、これは今回の制度変更に伴って新たにオンラインができたということですか。それとも、前々からオンラインで結ばれていた。

【市民係主任】

従来今回の制度になる前に、外国人登録制度のときは、オンラインではなく、文書そのものを入管に郵送で送ったり、送ってもらったりと、郵送のやりとり、文書のやりとりだったのです。それが、今回の法改正によって、時間等のいろいろコストがかかるということで、オンラインで随時即時的にやりとりができるような形に今回の制度改正を機になります。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。
それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

15ページです。届出番号13-30「小金井市民交流センター利用延長申請書」から、16ページの届出番号13-32「小金井市民交流センター友の会入会申込書」まで、様式類集につきましては32ページから34ページまで書式を

載せてございます。

一括して説明させていただきます。コミュニティ文化課の案件でございます。前回の小金井市民交流センターの各種様式の届出から、今回追加する様式があることから届出るものでございます。個人情報の内容につきましては、各届出番号の個人情報の内容欄を御覧ください。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【多田委員】

友の会というのは、こういったものを目指して立ち上げるものでしょうか。

【コミュニティ文化課長】

友の会につきましては、多くの方に市民交流センターをご利用いただきたいという趣旨から創設されたものでございます。チケットの先行予約ですとか、割引、チケットの無料郵送、公演情報の御提供、会員制イベントの開催等、会員特典というのがございまして、年会費3,000円で行っているというサービスです。現在、8月の申し込み受付分まで年会費のほうは2,000円に割引をして募集を行っていただいているという状況でございます。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

16ページでございます。届出番号39-91「小金井市墓地・納骨堂・火葬場台帳」になります。様式類集の35ページから40ページに書式を載せてございます。環境政策課の案件でございます。

保有届の35ページ、36ページに条例施行規則を載せてありますので、あわせて御覧ください。

墓地等の経営の許可事業につきまして、第2次地方分権一括法の施行に伴い、権限が都知事から市長に移譲されたことから、市はその業務の一環として、今回、新たに様式を届出るものでございます。個人情報の内容につきましては、各届出の個人情報の内容欄を御覧ください。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【畠山委員】

小金井市墓地・納骨堂・火葬場台帳とありますが、これは、お寺のことなのでしょうか、個人で持っているものなののでしょうか。

【環境係長】

小金井市内にある墓地、火葬場、納骨堂すべてのことを指しております。ですので、委員がおっしゃいましたお寺の墓地もございますし、地主さんが持ってらっしゃる墓地の両方でございます。

【会 長】

よろしいですか。

【島山委員】

はい。

【篠崎委員】

東京都から小金井市に権限移譲されたということですが、そのメリットというか、どういう目的で移譲されたのでしょうか。

【環境政策課長】

地方分権一括法の施行によりまして、身近な行政の事務については基礎的自治体である市町村が行うべきという考え方にに基づき、これまで広域行政が担っていた事務につきまして、平成24年4月1日から市が行うこととなったものです。

【篠崎委員】

その場合、業務だけが移管されて、市の業務が増えたということですか。

【環境政策課長】

そうですね。都は一切業務がなくなりましたので、市の業務が増加したという形になりますけれども、この業務の負担分については交付税などで措置をさせていただくよう要望しているということです。

【会 長】

よろしいですか。

【篠崎委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

17ページをお開きください。届出番号42-27「児童手当・特例給付父母

指定者指定届」から、22ページ、届出番号42-42「児童手当寄附変更・撤回申出書」まで。様式類集につきましては41ページから69ページまで書式を載せてございます。一括して説明させていただきます。

子育て支援課の案件でございます。さきに職員用の児童手当につきまして御説明させていただいたところでございますが、こちらは市民を対象とする児童手当の手続として、今回、新たに各様式を届出るものでございます。個人情報の内容につきましては、各届出番号の個人情報の内容欄を御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

22ページでございます。届出番号43-32「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業全体設計承認申請書」でございます。様式類集につきましては70ページに書式を載せてございます。まちづくり推進課の案件でございます。保有届の37ページから資料を付けておりますので、御覧ください。本事業につきましては平成23年度第3回の本審議会にて御報告させていただいておりますが、要綱の一部変更があり、40ページの第8条の様式を追加することから、今回新たに様式を届出るものでございます。個人情報の内容につきましては、内容欄を御覧ください。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【篠崎委員】

業務概要3ページ下から3行目の助成率と補助率です。助成と補助とはどう違うのですか。

【まちづくり推進課長】

助成率と補助率については区別しておりません。こちらは、書き方として同じに書くべきところです。大変申し訳ございません。

【篠崎委員】

わかりました。

統一していただければ、質問しなくて済むので。

【会 長】

ほかに御質問、御意見ございますか。

【多田委員】

同じく3ページのところに、小金井街道、東八道路、五日市街道、連雀通りの一部とありますが、北大通りや東大通りや新小金井街道は含まれないのですか。

【まちづくり推進課長】

こちらは、東京都が指定しております特定緊急輸送道路ということでございまして、先ほど言われました北大通り等は含まれておりません。特定緊急輸送道路になる前に、緊急輸送道路があります。さらに、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路を東京都が指定しております。ただいま図面を持っておりませんが、その中の第1次緊急輸送道路とそこから市役所までということで、東京都が条例で定めており、先ほどの街道につきましては指定されていないということでございます。

【多田委員】

新小金井街道が入っていないのは、何か理由があるのでしょうか。

【まちづくり推進課長】

先ほど説明しました緊急輸送道路を東京都が指定しております。緊急輸送道路の中には小金井街道等、ほとんどの都道は含まれており、新小金井街道も含まれているところでございます。その中でランクづけをしているところがございまして、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路を東京都が格付をしております。その中で、新小金井街道は第1次緊急輸送道路ではなく、第1次緊急輸送道路が特定緊急輸送道路という形をとっていますので、算入されていません。第1次緊急輸送道路に関しましては広域的な緊急輸送道路ということでございまして、他県にまたがる道や東京都内から立川地域防災センターまで届く道で考えているところでございます。

【篠崎委員】

関連した質問ですが、資料を読むと、連雀通りの指定が小金井街道から本庁舎までで、その先の警察のところまでは行かないのですか。地震とかが起こった時は、警察がすごく動くのではないかと思うのですけれども、ここは指定されていないということですか。

【まちづくり推進課長】

東京都の条例で定められておりまして、東京都は、先ほど申し上げた第1次緊急輸送道路とそこから各市役所、区役所までを指定するというで条例化して

いるところですよ。ですので、警察署とか消防署とかに対しては指定しておりますので、各市、各区、そのような形になっていると思います。

【篠崎委員】

消防署は、入っているからいいのですけども。

【まちづくり推進課長】

市役所に行くまでの間にあるからです。

【篠崎委員】

入っていますよね。

【まちづくり推進課長】

あったから入っているだけであって、消防署を入れたわけではございません。

【篠崎委員】

消防署や警察署とか、緊急のときに重要になる組織と思われるものは除いちゃっていいのですか。例えば、市のほうから東京都に対して提案とか、そういうことはないのですか。

【まちづくり推進課長】

市のほうでは、特定緊急輸送道路はすべての緊急輸送道路に対して指定してほしいとお話はしました。どこが重要で、どこが重要ではないということではなくて、緊急輸送道路自体が重要ですので、その中から選んで補助をするというのはちょっと考え方が違うのではないですかということ、すべてに対してお願いしたところですけども、東京都のほうでは、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路ということで、第1次の緊急輸送道路と、区・市役所までという範囲に対して補助を出すという考え方で条例化しておるということでございます。

【会 長】

よろしいですか。

他に御質問、御意見等ないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

26ページをお願いいたします。

届出番号09-55から09-128まで。こちらは廃止届になります。27ページ及び28ページの別紙を御覧ください。市民課の案件でございます。外国人登録法の廃止に伴い、住民基本台帳法の一部が改正されたことによる各様式に

ついて、様式の統合廃止、入国管理局に移管することによる廃止の届けになります。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、残りの案件のうち、次に審議する諮問と関連するものはそのところと合わせて審議させていただきます。

それでは、次に諮問事項につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

引き続きまして諮問のほうに入らせていただきます。諮問書の1ページのほう、お願いいたします。

諮問第12号「小金井市災害時要援護者名簿の外部提供について（地域包括支援センター）」及び2ページ、諮問第13号「小金井市災害時要援護者名簿にかかる外部提供について（居宅介護支援専門員[ケアマネージャー]について）地域福祉課の案件でございます。続きまして3ページから5ページに資料をおつけしておりますので、御覧ください。

3ページのフローチャートを御覧ください。災害時要援護者名簿につきましては、本審議会にて提供先の御審議をいただいておりますが、今回、右側の網かけがしております二次情報提供先について追加したことから、条例第12条第2項及び第3項の規定により諮問するものでございます。個人情報内容につきましては、各諮問書の必要とする個人情報内容欄、中段にございます欄を御参照ください。居宅介護支援専門員では、氏名、住所、災害時要援護申請の有無を外部提供することとなります。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【望月委員】

必要とする個人情報内容の中に、「災害時要援護申請の有無」とありますね。この資料には、大体6割ぐらいの方が申請をしていて、あと4割ぐらいはまだされてないとあります。13号の諮問の中で、その辺を強固にしていくということのようではありますが、この数字は、市のほうでは要援護ということで、障害のある人であるとか、それから、一定の障害がある方とかそういう方の名簿だと思っておりますが、この申請をされていない方というのは、市は自分でなんとかすると思

っているのか、それとも、制度を知らないと理解して、それでこれをさらに進めようとしているのか、その辺を教えてくださいたいのですが。

【地域福祉課主事】

諮問書の3ページを御覧ください。最初に私どもの方で関係する課にあります情報を災害時要援護者の方、要介護3以上とか、そういった条件の方たちをまとめた情報をとっています。既に本審議会のほうにお諮りをいたしました。この情報を民生委員さんに御提供しております。そして民生委員さんは、この情報を基に全件戸別訪問していただいて、それで御家族がいる場合や一定のレベルであっても御自分で大丈夫だとおっしゃる方については除いて、真に支援の必要な方については、災害時要援護者申請という申請書をいただいております。それが4ページの資料であります「援護申請者数」に当たるわけでございます。そこでは、先ほどおっしゃっていただきましたように、要援護者全体から見れば60%ぐらいの申請率であります。民生委員さんが名簿に記載されている方全件に訪問してくださるのは3年に一度というローテーションです。その中間年は、新たに条件に該当した方のところに訪問していただくということになってございまして、そうしますと、高齢者の方ですから、その時点では具体的な支援がまだ必要ではなかったのかもしれませんが、やはり高齢によりまして生活環境、あるいは身体状況が変わってまいりますから、その変わっている状況を、私たちのほうでどう把握をさせていただくかという課題がございました。それに対しまして、ケアマネジャー団体のほうから、自分たちは月に一度は必ずケアマネジメントをするために訪問しているわけですので、そのときの気になる方について市のほうに申請をしていらっしゃるかどうか問合せたいと。申請をしてないという情報をもらえれば、その方に災害時要援護者支援の事業の説明をして、できる限り、民生委員や市との関係をもったほうがいいのではないかと勧めてくださるということでございます。そういう意味では、市が行っている事業のある意味では弱点をケアマネジャーさんのほうでカバーしてくださるといってお申し出がございましたので、私どもは、ケアマネジャーさんが、「どこのだれだれさん申請していますか」と聞いてきましたらば、ケアマネジャーさんの身分を確認した後に、マルかバツか、申請の有無だけお答えをする、その答えを受けてケアマネジャーさんのほうでは心配事を解決するための働きをしてくださる、このような流れになっています。

【望月委員】

わかりました。ありがとうございます。

【島山委員】

それでも、40%強の人が申請しないとなっていますね。その申請していない人に対して、望月委員からの質問でもあったと思うのですけれども、これを100%に近づける方法は、今、御説明があった以外に何かありますか。

もう一つ、お伺いしたいのは、この表ですけれども、小金井市災害時要援護者の情報とありますけれども、ここにひとり暮らしの高齢者75歳以上、高齢者のみの世帯75歳以上とありますけれども、実際、孤独死と孤立死とか最近亡くなっている方というのは、大体60歳以上の方が、60歳から74歳までがかなり多いと思います。でも、ここでは75歳というふうに定義をして限定したことに根拠はあるのでしょうか。その辺についてお伺いします。

【地域福祉課主事】

100%というお話がございましたが、私ども、最初に母数として持っている約5,000は、機械上の整理をした数字でございますので、その方の実際の生活状況は見ることはできません。それをカバーする意味では、民生委員さんの全件訪問ということがございます。ですから、5,000人ほどの方の中でも御家族がいらっしゃると、要介護3とか、要介護5でも御家族がいらっしゃって、御家族がカバーしてくださる方については、省略していただいております。

ただ、生活状況の変化等があったらいつでもおっしゃっていただきたいということを申し上げているわけでございます。

そういった点では、100%は目指しませんけれども、状況が変わる確率が高い年代層の方たちでございますから、その都度、どういう形でその方たちの情報を私たちが得られるかどうかということが大きな課題でございますので、ケアマネージャーさんとの連携が出てくるわけでございます。

75歳以上になぜしたかということでございますが、私どものほうでは民生委員さんと合同事業で、75歳以上の方たちのひとり暮らしや、75歳以上高齢者のみ世帯の見守りネットワークというのをつくってございまして、そこに、入っている方たちをここでは使わせていただいております。

国の事業指針としては、75歳以上という言い方はしておりませんが、要介護状態であったり、障害者手帳をお持ちであったりという方ではない、ひとり暮らしの方たちについての把握というのは必要だと言われておりましたので、私どもは75歳以上の事業というのとマッチングさせる形で動いています。

それと、正直なことを申し上げますと、数が多いわけでございます。情報として把握することは可能ですけれども、その先に実態としてどのような支援体制を組めるか、地域の皆様と共同で組めるかといったときに、数というのは限界がございますので、そういう意味では数量的に可能であろう数も考えざるを得ないところがございます。ただ、情報としては、私どもこのような形でまとめている情報もございますけれども、また、それぞれの担当では、要介護3以上の方とか55歳以上の方でどういう状況かという情報もないわけではございませんから、万が一、いろいろな形で御支援をしなければいけないときには、さらにそういった情報を使いながら御支援をさせていただく形にしていきたいと思っています。

ただ、現時点で私どもが今取り組んでいる災害時要援護者の方たちの支援ということでは、今、この範囲の中で行わせていただいているところでございます。決して、それ以外の方たちに対して御支援申し上げないということではございませんし、それらの情報についても個々で、それぞれ把握する中で御支援できる形はしていかなければいけないと思っております。

【会 長】

よろしいですか。

【畠山委員】

はい。

【会 長】

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

6ページでございます。諮問第14号「コンビニ交付システムについて」及び17ページに飛んでいただきまして、諮問第17号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」及び20ページ、諮問第19号「証明書等自動交付事務委託について」です。一括して説明させていただきます。

市民課の案件でございます。各諮問につきましては、本審議会でご審議いただいておりますが、コンビニ交付システムに外国人の情報が新たに加わることから関連するオンライン接続する項目、証明書等自動交付事務委託する項目もあわせて変更となることから改めて諮問するものでございます。

7ページに戻っていただきまして、諮問第14号の個人情報の変更部分が7ページの網かけの部分でございますので、御覧ください。

諮問第17号の個人情報の変更部分は17ページでございます。中段のオンライン結合する個人情報の項目欄に追加項目、従前の項目として明記しておりますので、御覧ください。

諮問第19号の個人情報の変更部分につきましては、20ページ、委託処理する個人情報の項目、真ん中より少し下の段に従前項目と追加項目という形で明記させていただいております。

恐れ入ります、保有届に戻っていただきまして、保有届の25ページ、こちらが、届出番号09-143「コンビニ交付システム」になります。個人情報の内容につきましては、諮問にあります項目と同様となっております。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

9ページでございます。諮問第15号「マンションデータベースについて」です。まちづくり推進課の案件でございます。次の10ページから15ページに資料をお付けしておりますので、御覧ください。

10ページにイメージ図をお付けしてございます。東京都が行った都内全マンションを対象とした実態調査結果のマンションデータベースにつきまして、小金井市の区域の情報を都と小金井市が利用に関する協定を結び、共有することにより、マンションの啓発隊の派遣等の普及啓発活動や、マンションの所在、規模、築年数などの基本的事項や管理組合活動状況の分析など、マンション施策の実効性を確保するために使用することから諮問するものでございます。個人情報の項目につきましては、9ページの下欄、個人情報の記録項目を御覧ください。

恐れ入りますが、保有届のほうにお戻りいただきまして、22ページ、届出番号43-33「マンションデータベース」になります。個人情報の内容は諮問にあります項目と同様となっておりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【嶋田委員】

東京都で作成した書式だと思うのですが、マンションという言葉の定義があやふやなのですけれども、この中ではどのように理解したらよろしいでしょうか。

【まちづくり推進課長】

基本的には、マンションは個人所有、分譲、賃貸にかかわらず、3階建て以上と考えております。戸数的には、調べてございませんが、決まってないと思っております。

【嶋田委員】

3階以上がマンションですか。もっと違う定義とか解釈とかはたくさんあって、今の説明だと、例えば2階建てのアパートはマンションではないのでしょうかとか、規模とかがはっきりしないのではないのでしょうか。3階建ての鉄筋以上ということで片づけてよろしいのでしょうか。

【まちづくり推進課長】

東京都から聞いているところでは、3階以上のものと聞いておりますので、2階建ての低層のマンションと言われるものも名前的にはあることは存じていますが、それは、定義外になっていると考えております。2階建てマンションという話で売り出していたり、3階建て以上でもマンションではなくアパートという形で売り出したりしているところもあるかもしれませんが、ものとして3階以上になっているということで、データベースの中に入っていると考えています。

【嶋田委員】

もう少し定義をしっかりと位置づけないと、データベースにうちの建物が載っているとか載ってないとか、面積でいくのかとか、今のお話だとあまりにもフuzzyな定義で決めようとしてはいませんか。それで、よろしいのでしょうか。統計等をしようとしているので。

【まちづくり推進課長】

統計はすでに東京都がっております。アンケート等をすべて配布しまして、対象件数が18万7,400戸という形になっております。その中の小金井市の分をデータ共有して、今後のマンション施策の課題や方向性を探っていくということで東京都からこういうのがあるのでデータを共有しないかと、使ってはかがですかということで、小金井市でもそれを使わないということは住民の方の利益に損するというので案件を出ささせていただきました。マンションの定義の話ではないですけれども、住所、規模、築年数などから、建て替えや耐震などを啓発していきたいなということで使用させていただきたいということでございます。

ですので、マンションが3階建て以上でファジーであるということでございますが、東京都がアンケートを出したところが、そういう建物だということで、市のほうで決めて出してくださいと言ったものではないので、その辺は御了承願いたいと思います。

【嶋田委員】

説明の中で東京都が出したから向こうで決めたものをうのみにしているという答え方ではなくて、東京都がこういう考えだから、私たちも3階建ての鉄筋だとか、そういう説明をきちんとした統計であると、それによってこうやるという説明を皆さんにしたほうが的確だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【まちづくり推進課長】

市のほうでも東京都と同じような考えをもってやったという形で説明して、それを使用させていただきたいという説明が的確だったと考えています。

【仮野委員】

説明になっていないです。東京都がマンションのデータベースを集めようとした理由は一体なぜなのですか。マンション啓発隊などの名前が出てきますが、地震に備えてなのか、マンションの老朽化に伴っていろいろな問題が起きるからなのか、あるいは、集合住宅におけるいろいろな問題があるからそのために調査したのか。当然何か政策目的があって東京都は行ったはずです。そのデータを小金井市が使いませんかという話なのだから。担当はそれがどういう目的があるのかは知っておかなくてはいけないでしょう。今の話だと、全く意味不明です。資料を見ると、管理組合の名称と電話番号などが個人情報に入ることですから、私は集合住宅の管理組合が機能しているのかを知ろうとしているのかなと思いついて聞いていました。そうすると、マンションは3階建てではなく、管理組合がある一定以上の戸数が住んでいる建物のことではないですか。そうでないと、説明がつかないでしょうし、3階建てでひとり住まいの家ならマンションと言わないでしょう。管理組合とは言わないでしょう。そこに関して行政を担当する人たちは何のためなのかを把握しておいて、そして、その場合の個人情報をどうとらえるか我々に説明してほしいです。東京都がデータを収集して市に使いませんかというから、市は市民のためにこれを使うことにしたのです。では説明にならないです。もう少しわかりやすく説明してください。

【まちづくり推進課長】

申し訳ございませんでした。このデータの収集の目的ですけれども、第1には

マンションの耐震化施策ということで進めさせていただいております。今後のマンション耐震化施策の推進のために、東京都が調査を行ったというところでございます。その中でも、先ほど委員のおっしゃられた組合的なものでなかなか難しい問題があるということもございまして、また、単に耐震化だけでなく、老朽化に伴う建て替え等の中で運営がなかなかうまく機能しないところは東京都でもそういう補助などがございまして、そのような施策を進めていくという形で使用していくということございまして、最初にマンションの耐震に関する施策だということの説明しなかったということは大変申し訳ないところです。

【仮野委員】

それで、一体マンションというのは何になるのですか。

【まちづくり推進課長】

はい、3階建て以上です。

【仮野委員】

だから、管理組合があるぐらいですから、何人以上住んでいる何戸以上という規定があるのではないですか。

【塩川委員】

まず、いいですか。

【仮野委員】

どうぞ。

【会 長】

塩川委員発言をお願いします。

【塩川委員】

マンションの定義ですが、2つしかなくて、中高層の建造物であるということと、2以上の区分所有のそれぞれの要件を満たすという話だと思うのです。それで、2階建てのアパートですとか、個人が所有しているから対象になりませんか、高さもそうです。構造も違いますよねというのに基づいての話だと思うので、それを、議論する話ではないと思いますし、専門家としてお話をいただければ1回で済む話です。なぜ話がつづくのかというのは、そこを御理解されていないのかなというのが疑念点としてはあるので、一般的には3階建て以上とかというのは、逆に言うと、きちっと決まった中高層の建造物でという区分があってということは前提なんじゃないかなと思ったのですが。そういうわけではないのですか。

【会 長】

マンションという言葉は多様な定義があるわけですが、担当課からの説明によりますと、東京都の届出等を根拠にしたデータベースの中から小金井市に内部基準に照らして該当する物件を既に表として選択して都と小金井市の相互協定を結ぶことを提案してきているわけでございます。仮野委員の質問の一部にもありましたように、都と市の協定であるならば、市にもただ都から指示を受けたからとか、伝達があったからという受け身的なものではなくて、協定というのは甲と乙との対等性に基づく約束事であるはずですから、市の側もしっかりした態度でこの案件を、責任をもって実行に移すべきではないかという仮野委員のはっきりした御意見があったわけです。これは嶋田委員や塩川委員の御説明、そのマンションとは何かという定義に始まる事項とも本質的にかかわった委員各位からのそれぞれの意見だったと思われまます。したがって、会長がたくさんの意見を要約いたしましたので、これに対して、もう一度明確な説明をお願いします。

【まちづくり推進課長】

まず、データベースに関しましては、一義的には耐震の関係で利用させていただきたいということでデータを使わせていただくということでございます。マンションの考え方ですけれども、マンションという場合には、小金井市のマンションという考え方は3階以上でございます。東京都もそう考えています。

ただ、その中で例えば、二世帯住宅であるものとか、居住の部分がないものとか、賃貸物件で1軒しかないもので1人しか住んでいないものとか、社宅であるもの、寮であるものを除くかどうか、その辺に対しましては、東京都と市で連絡調整しながら考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

【会 長】

ただいま、担当課から総括的な説明がつけ加えられましたが、御質問、御意見ございますか。

【仮野委員】

塩川委員の発言で、私も思い出してきたのですが、区分所有法という法律があって、それに基づいて管理組合ができて、管理組合が機能しているマンションと機能していないマンションがあります。一方で、入居者の3分の2以上の賛成がないと何ごとも決まらないとか、過半数でいいのではないかとかいろいろな議論があります。それは御存知ですよ。おそらくここでいうマンションというのは3階建てで区分所有法に基づくものだということだと思いますから、複数以上の人が住んでいて、管理組合があるところだと思うのです。そのように言っていた

ければわかります。この審議会はマンションとは何かを議論するところではないし、要するに、管理組合などの個人情報外部に漏れないようにするところから、なぜ、マンションについて個人情報がかかわってくる部分があるのかというときに、担当課がその政策目的をしっかりと押さえておいてもらわないと、我々が納得できないということです。

【まちづくり推進課長】

マンションデータベースに関して、データとして管理組合の話が出ましたけれども、管理組合がない個人の賃貸のものもデータとして載っています。そのときは、管理組合の名前は出てこないということで考えております。その辺の仕分けの仕方が悪かったと思います。管理組合が必ずあるような表現になってございますので、申し訳ありませんでした。

【多田委員】

賃貸物件の場合は、管理会社名というのも情報に入ってくるということですか。

【まちづくり推進課長】

管理組合のところに管理会社名または代表者名が入ります。

【会 長】

よろしいですか。

【多田委員】

はい。

【会 長】

他に御質問、御意見ございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

16ページでございます。諮問第16号「学校図書館システムについて」、19ページ、諮問第18号「学校図書館システムへのオンライン接続について」及び22ページ、諮問第20号「学校図書館システムの管理・運営業務委託について」です。一括して説明させていただきます。学務課の案件です。23ページから資料をおつけしておりますので、御覧ください。現在手作業で行っております市立小中学校の学校図書館の貸し出し、返却、蔵書管理、統計等をパソコン等の機材の導入から初期設定、システム化までを民間業者が一体で行い、インターネット上の図書システム会社のサーバーで管理することにより、学校図書館業務の

効率化を図るため諮問するものでございます。各個人情報の項目につきましては、共通で学校名、学年、学級、出席番号、児童、生徒の氏名、図書の貸出情報になります。

保有届を御覧ください。保有届のほうの23ページ。70-110「学校図書館システム」になります。個人情報の内容は諮問にあります内容と同じでございます。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

【中里委員】

民間委託でシステムを使用するということですが、継続的委託といいますと、決まった業者をずっと続けていくことなのでしょうか。

【学務係主任】

入札をかけまして業者が決まりましたら、5年の期間を定めての契約になります。その後は、それまでの経緯を見て、継続するか、もしくは改善点があれば、新たな業者を選定していきたいと考えております。

【中里委員】

そういたしますと、5年後にまた入札等の作業が行われるわけですね。

【学務係主任】

そうです。改善点がありましたら。

【中里委員】

継続になるか、あるいは第3の民間の会社が受注するかが決まるわけですが、そのときには情報はどうなるのでしょうか。

【学務係主任】

データ等の引き継ぎは当然あると思いますが、個人情報の保護等について規定を設けて、情報を管理してもう一度行いたいと思います。

【会長】

5年後にどういう方式かわかりませんが、何らかの公平な入札行為が行われて、選択的に業者が決まる場合があると。そうすると、業者が変わった場合にはファイルの廃止に伴う消去とか、確認行為とかは当然出てくるわけでございますが、それについては今のところ5年先の状況はまだわかっていないので、これからそういうことを含めて業者が変わった場合の個人情報保護の問題は改めて担当課で検討するという説明と受け取らせていただきましたのですが、よろしいですか。

【中里委員】

5年はわりあい長く感じるのですけれども、期間はこんなものでしょうか。

【学務係主任】

図書システムに限らず、留学生の情報とか、これに関する情報が、保存年限が5年というものが非常に多く、今回は図書の貸し出しや氏名とか学年といった情報になりますが、他のものに合わせさせていただき5年とさせていただきました。

【会 長】

よろしいですか。

【中里委員】

はい。

【会 長】

仮野委員、お願いします。

【仮野委員】

これは後学のために質問です。もっと子供たちに本を読んでもらいたいという意味も含めて質問するのですが、1つは、今までは学校でやっていた図書の貸し出しその他のデータを民間会社で一括して任せるのは、全国的に行われていることですか。そういう事態というのが望ましいかどうか首をかしげながら聞いていました。しかし、一つ一つの学校がこれを管理するのは大変だと。だから一気に全市の小中学校がこれに入るのだということだと思いのですけど、その意味を教えてください。

それからもう1点、出席番号というのは一体何ですか。その2点です。

【学務係主任】

図書の貸し出しとか返却その他の登録ですけども、今は手作業でやっているものを今後は図書会社のシステムで管理するということですが、実際の貸し出しや返却は現場でバーコードをはりまして、生徒さんそれぞれに個人のカードもつくりま

す。今まで手作業で書いて貸し出していたものを、バーコードで読み取ってといった作業に変えるということです。実際の返却とかの作業は引き続き図書室のほうで行います。蔵書の登録等も今までは全部手作業で台帳等があったと思うのですが、それだと古い本のデータも、冊数等が手作業のためあやふやな面がございまして、今回、学校の本をすべてデータ化して、それを取り込みまして、正確に出そうという考えでございます。返却とか貸し出しの作業自体は学校で行わせてい

たきます。

あと、出席番号というのは、クラスごとにアイウエオ順で並んでいまして、その番号をデータとして登録できるという形になります。

【仮野委員】

出席番号というのは、大学でいうと学籍番号みたいなものですか。

【学務係主任】

そうですね。何年何組の何番と。

【仮野委員】

それを出席番号というのですか。

【学務係主任】

そうです。

【仮野委員】

わかりました。

【会 長】

学務課でもう一度再確認をしておいてください。実務上、そういう質問がありましたので、これは特に報告を求めませんけれども、確認をお願いします。

【西口委員】

先ほどの、中里委員の質問の関連ですが、5年間でまた改めて業者が変わるといった場合に、ここのデータの中に統計情報が入っていますよね。統計情報は引き継がれるのですか。

【学務係主任】

業者が変わった場合ですが、統計情報は冊数等だと思いますが、そういったものは引き継がれます。

【西口委員】

個人の情報は引き継がないのですか。ある子供は何をいつ借りたという情報は引き継がず、ただ単に冊数だけ、数的な処理ができるものだけ引き継いでいくということですか。

【学務係主任】

小学校は1年から6年までですので、例えば3年生のお子さんが今まで1年生から3年生までどういった本を読んだかという情報は、そのときにシステムの引き継ぎがあれば、6年間どういった本をどれぐらい読んだか、最後に統計を出しますので、そういった情報も引き継ぎには入れる部分です。

【西口委員】

ということは、個人の情報をそのまま5年、業者がかわっても引き継ぐということですよ。

【学務係主任】

そうですね。

【西口委員】

わかりました。

それから、もう1点、先生方が教育的配慮の中で業者の持っている個人の情報を見たいと、何年何組の誰はどのような本を今まで読んだのか知りたいということがあったとした場合、教育的な指導上でも必要になる場合があるかもしれないですよ。それは見ることは可能でしょうか。

【学務係主任】

先生は学校の生徒さんの読書履歴は見ることができます。

【西口委員】

先生は自由に見られるのですか。

【学務係主任】

運用に関しては、基本的に図書担当の教諭というのがおりまして、その方がメインで登録等の作業をします。その方が当然入るときもユーザーのIDとかパスワードがないと入れないようになっていますので、学校のほうの運用で図書にかかわる教師にはパスワードが付与できますので、そういった方たちは見ることができますが、一般的に図書にかかわっていない分野の先生たちは見ることはできません。

【西口委員】

見ることはできない。

【学務係主任】

できないと思います。

【西口委員】

図書館司書と言われている先生ですよ。

【学務係主任】

そうです。

【西口委員】

その先生はIDを持っているからそこへアクセスできるけれども、図書館司書

以外の先生が自分のクラスの子供の図書履歴を見たいと言っても見られない。

【学務係主任】

見られないです。

【西口委員】

それは、図書館司書に頼めば見せてもらえるということになるんですか。

【学務係主任】

はい。

【西口委員】

ということですよ。それは統一的なマニュアルがあるのですか。

【学務係主任】

運用面に関しては、まだそこまで具体的なものはないです。

【西口委員】

今後の課題ですか。

【学務係主任】

そうです。

【会 長】

他にございますか。

【遠藤委員】

初めて民間に委託されるということで、基本的に委託するときにサーバーに直接アクセスするということですが、例えばサーバーの障害等が起こった場合に、データが消えるということが起こり得る可能性もあるかと思えます。その場合に一応何かバックアップをとるのか、それとも民間の委託会社の責任において、何かサーバーの障害が発生した場合にデータの復旧なりをとることを契約の中に盛り込んでいるのか、そこら辺の対応というのはいかがですか。

【学務係主任】

これから契約になるのですが、仕様書の中に、業者のほうに障害が起きたときにバックアップを保存するよということと、セキュリティに関して何か事故があったときは市から立入検査等の図書システム会社の情報開示等の手続をとる形でやらせていただきます。

【会 長】

よろしいですか。

【遠藤委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。

【多田委員】

23ページにある文書と電磁的とあるのですけれども、文書のほうがバックアップのデータになるのですか。

【学務係主任】

文書ではなく、バックアップはデータとして持っているデータ以外にもう1個保存しておきます。

【多田委員】

ということは、ここでいう文書の存在はどのように活用されるのか。

【学務係主任】

文書というのは、学校のほうで統計等をとるときに、システムで統計もとれるのですが、それを紙ベースで打ち出すこともあって、どうしても統計資料をつくる際に、紙ベースで打ち出すこともできますので、そういった意味での文書ということで書かせていただいています。

【多田委員】

ここで書いてある文書というのは、随時取り出すようなタイプの文書であって、電磁的記録を2種類用意するということですね。

【学務係主任】

そうですね。

【多田委員】

例えば、これは民間業者に委託するわけですがけれども、民間業者と小金井市の教育委員会と各学校の図書教諭との責任関係はどうなるのでしょうか。

【学務係主任】

責任関係というのは、個人情報に関するものでしょうか。

【多田委員】

個人情報を守る上で、どのセクションが一番上にいるのですか。責任権者として、例えば教育委員会が存在するのか、民間業者が存在するのか、図書教諭が存在するのか、その3者のうちどれか2者が協定を結んで権者になるのか、それともまた別のところで学校長とかが責任を持つのか、そこら辺のところを。

【学務係主任】

どこが一番ではないと思います。どのセクションも個々の責任があります。責任権者という言葉は、それぞれ皆さん、どのセクションもやる義務がありますので、どれがというのは特にないというか、皆に責任があるということです。

【情報システム課長】

特に、今回のサービスというのは市が絡む部分はないですけれども、一般論で申し上げますと、それぞれ役割が、例えば漏れる場所によって違うと思うのです。今回の場合ですと、データセンターで管理することになっておりますので、もしデータセンターから情報が漏洩すれば、当然その委託会社の責任になると。学校側から例えば何か文書が紛失したとかになれば、それは調査の上になると思いますけれども、責任の所在がどこかになる。つまり、切り分けがなかなか難しいと考えられます。

ですので、今御質問いただいている部分で、どこが一番高いか低いかという論議にはなり得ない。ただ、基本的には今の内容から察すれば、データセンターから情報が漏洩するようなことがあれば、そちらの責任が一番重いかと考えます。

【会 長】

今の説明で御了解いただけますか。

【多田委員】

はい。

【会 長】

こういう案件は、ネットワークで業務システムを構築したときに常に発生する問題でありまして、ただいまの追加説明にあるように、状況に応じて関連した主体は、部分的全体的に責任が発生するわけですが、一般論としてこういう順番だと申し上げることは、現時点ではこれ以上の説明は難しかったのではないかと会長も伺いながら判断しました。

他に、御質問、御意見等ないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、諮問事項並びに報告と関連させたすべてを承認とさせていただきますので、本日のその他の審議案件に移らせていただきます。引き続きお願いいたします。

【総務課長】

お手元に、平成23年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況を配付させていただきました。こちらにつきましては、議会のほうにも報告済みのものがございます。ホームページ等での公開も現在しているところ

でございます。内容につきましてはごらんください。

【会 長】

この件につきまして御質問、もしくは御意見があればお伺いいたします。

【遠藤委員】

この冊子は市内のどこで見ることができるのですか。図書館に置くとか、情報公開コーナーでしか見られないとか、あるかと思うのですけれども、教えていただけますか。

【総務課情報公開係長】

こちらの冊子につきましては、総務課の情報公開コーナーで閲覧が可能になっております。ただ、請求等の中身の詳しい内容については、それぞれ決定通知等ありますので、それについてはお見せできないところがございますので、資料についてはコーナーのほうに置かせていただいています。

【遠藤委員】

中身が一部非開示になるということですか。

【総務課情報公開係長】

情報公開条例や個人情報保護条例上で決定した文書については、個人情報等入っておりますので、一部非開示にされている部分もございます。そのため、お配りした資料自体は情報公開コーナーに置いてございますが、詳しい請求決定の中身というのは、請求資料自体は請求者様に交付済みであります。情報公開係で保管しているのは、それぞれの課で決定した決定通知書の部分だけを保管する形になってございます。

【会 長】

他に、御質問、御意見等ございますか。

特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、最後に次回の日程についてでございます。

【総務課長】

事務局案といたしまして、10月25日木曜日とさせていただきたいところでございますが、御協議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

会議室の関係で、事務局案では10月25日木曜日にしたいと予定しておりますが、いかがでしょうか。特になければ、次回は10月25日木曜日、午後6時から当801会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

【遠藤委員】

すいません。追加でよろしいですか。

【会 長】

それでは、遠藤委員から追加の御発言があるようでございます。お願いします。

【遠藤委員】

資料ですけれども、私のところは昨日届きまして、1週間前が望ましいですが、できれば3日前までにいただけると大変ありがたいと思います。前日ですと、中身等に目を通す時間も限られてしまいますし、あわせて進行表も今日は当日配付資料にあったのですが、3日ぐらい前までにいただくと、当日の流れもわかるかと思しますのでできれば早く欲しいです。いただいた資料の日付が13日で、実際私だけかもしれないけど、受け取ったのが昨日だったので、できるだけ早い御対応をお願いしたいと思います。

【総務課長】

おっしゃるとおり前日では厳しいと思いますので、できるだけ早く対応できるように考えたいと思います。

【会 長】

前回の審議会でも資料の参照の、より有効的なレファレンスが各委員においてもできるように、事務局においても努力してもらいたいということで、本日の審議会の冒頭に総務部長からそのことの具体的な対応について、こうしましたという御説明があったわけでございます。我々、委員のほうもできるだけ早く欲しいし、また、提供される事務局におきまして、1つの文書を起こすにも、見えない隠れた大変な職員の方々の努力があって、実現しているわけでありますので、委員会の審議をより能率的かつ有効的に推進するには、委員並びに事務局の双方の切磋琢磨が望まれるところでございます。会長としても、両方の立場を理解する立場にありますので、それぞれの方々がこの件について心得て、認識したということでもよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、長くなりましたが、これをもちまして本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会とさせていただきます。本日は、お暑い中ありがとうございました。

— 了 —